

3月、4月の休日窓口をご利用ください

引越し時期の混雑を避けるため、市役所本庁舎と中央保健福祉センターの休日窓口をご利用ください。

開庁日 3月31日(日)9時～17時
4月6日(土)9時～15時

窓口	取り扱い業務
戸籍住民窓口課 (本庁舎1階)	転入・転出に伴う住民異動届、戸籍届、各種証明書の交付、印鑑登録など ※マイナンバーカードのWeb申請サポート、パスポート、広域交付住民票の取り扱いはできません。
廃棄物減量推進課 (本庁舎1階) ※4月6日は未定	転入者への家庭系ごみの出し方の説明
学校教育課 (本庁舎11階)	新小学1年生・新中学1年生の就学通知書の交付、指定外通学の相談
子ども支援課 (中央保健福祉センター4階)	児童手当、児童扶養手当、福祉医療手続き、保育所等の入所相談

※他の関係機関への問い合わせが必要な手続きは、後日改めて来庁していただく場合があります。

☎戸籍住民窓口課 ☎24-1111

暖房器具からの火災に注意しましょう

暖房器具・電気製品の誤った使用や使用環境によって火災となることがあります。以下の点に気を付け、火災を防ぎましょう。

- 暖房器具の近くに燃えやすいものを置かない。つけたまま寝ない
- 暖房器具を使わない場合は電源を切り、コンセントを抜いておく
- コンセントはほこりがたまらないようきれいに保つ
- コードを家具などで踏まない。束ねない



☎消防局予防課 ☎23-2539

市制施行記念式典



市制施行117周年記念式典を開催します。記念式典では地方自治や社会福祉、教育文化などさまざまな分野で功績があった皆さんを市政功労者として表彰するほか、記念講演を行う予定です。市民の皆さんのご参加をお待ちしています。

日程 4月1日(月)10時30分～12時

場所 アルカス SASEBO 中ホール

☎秘書課 ☎24-1111

ダニからうつる感染症に注意しましょう

春から秋にかけてマダニの活動が活発になります。ダニ媒介感染症の予防のためにはマダニにかまれないことが重要です。また、まれですがSFTS(重症熱性血小板減少症候群)を発症したネコやイヌの体液からヒトへの感染が疑われる事例が発生しているため、体調不良の動物と接する場合は注意が必要です。



マダニ
大きさ
吸血前 3～8mm
吸血後 10～20mm

感染予防のポイント

- 草むらなどマダニが多く生息する場所に入る場合は、腕・足・首など肌の露出を少なくして防虫スプレーを使用し、作業後は身体や服をはたき、ダニにかまれていないか確認する
- 動物を飼育している場合、マダニは適切に駆除し、過剰な触れ合いを控え、動物に触ったら手を洗う

吸着しているマダニを見つけたら

- マダニを無理に引き剥がさずに医療機関(皮膚科、外科)で処置をする
- マダニにかまれた後(数日～2週間程度)に、発熱などの症状があった場合は、医療機関を受診する

☎健康づくり課 ☎24-1111

固定資産税についてのお知らせ

固定資産税にかかる土地・家屋価格などの縦覧・閲覧

①帳簿の縦覧=平成31年度の固定資産税(土地・家屋)の基礎となる評価額が記載された縦覧帳簿

②台帳の閲覧=平成31年度の固定資産税(土地・家屋・償却資産)の評価額などが記載された課税台帳

日程 ①4月1日(月)～5月7日(火)

②4月1日(月)～来年3月31日(火)

※平日8時30分～17時15分。

場所 ①②とも資産税課、各支所、宇久行政センター

※①の支所、宇久行政センターは管内分だけ。

対象 ①納税者とその同居家族、納税管理人、代理人(委任状が必要)

②納税義務者とその同居家族(5月8日(水)以降は委任状が必要)、代理人(委任状が必要)、納税管理人、借地・借家人(対象物件だけ。賃貸借契約書などが必要)

※窓口では本人確認のため、運転免許証等の身分証明書の提示が必要です。納税通知書や課税資産明細書を持っている人は持参してください。

固定資産税路線価格と標準宅地の価格の閲覧

日程 4月1日(月)以降の平日8時30分～17時15分

場所 資産税課、6階・行政資料閲覧コーナー

☎資産税課 ☎24-1111

軽自動車税についてのお知らせ

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます

持ち主の変更、廃車、転出、盗難に遭った場合などは、3月29日(金)までに手続きをしてください。原付バイク等を廃車するときは、必ずナンバープレートを取り外してください。問い合わせ

・125cc以下の原付バイク、小型特殊車⇒資産税課 ☎24-1111

・250ccを超える二輪小型車

⇒佐世保自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2084

・軽二輪、軽三輪、軽四輪⇒軽自動車協会 ☎31-1385

(軽四輪車等の平成31年度の軽課適用税額一覧)

車種		軽課			本来の税額(参考) ①平成27年3月以前に取得 ②平成27年4月以後に取得 ③平成18年3月以前に取得 (経年車重課)	
		電気軽自動車等	乗用=平成32年度燃費基準+30%達成車 貨物=平成27年度燃費基準+35%達成車	乗用=平成32年度燃費基準+10%達成車 貨物=平成27年度燃費基準+15%達成車		
軽三輪		1,000円	2,000円	3,000円	①3,100円 ②3,900円 ③4,600円	
軽四輪	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円	①7,200円 ②10,800円 ③12,900円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円	①5,500円 ②6,900円 ③8,200円
	貨物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円	①4,000円 ②5,000円 ③6,000円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円	①3,000円 ②3,800円 ③4,500円

※軽課は平成31年度だけ適用。ガソリン・ハイブリッド車は平成30年排出ガス基準50%低減車または平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限ります。

※平成30年度軽課適用車両の平成31年度の税額は、本来の税額(上の表右端)となります。

☎資産税課 ☎24-1111